

平成16年度 国立大学法人信州大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 】

1) 成績評価基準を授業目標の達成度に統一した上で、単位取得率について合理的な基準を設け、全ての科目区分においてその基準値を維持する。

高等教育システムセンターにおいて、成績評価基準を授業目標の達成度に統一するため、シラバスに関するガイドラインを作成し、このガイドラインに沿いシラバスを作成することを教育研究評議会において全学に義務づける。

単位取得率を含めた授業ごとの成績の分布に関する調査を実施する。

2) 「教養教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。

教養教育における満足度とは何かを調査・研究し、教育満足度の調査の実施準備を行う。

3) 教養教育の教育成果に関して、専門教育に必要な基礎学力や社会人として必要とされる能力の修得という視点からの検証を絶えず実施する。

教養教育の成果に関する受講生、教員、卒業生の雇用主を対象にした調査の実施準備を行う。(プレ調査を含む。)

4) 専門教育の効果の向上のため、より多くの学生に基礎学力を修得させるための教育指導を徹底して行う。

新入生ゼミナルハンドブックの改訂を行う。

教科書「基礎理学」を作成する。

TA, SAの必要に応じた配置と研修を実施する。

5) 体育教育の成果を、スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるために、事後調査を実施するとともに、その結果を基にして教育方法の改善を図る。

体育教育に関する調査の実施と報告のとりまとめを行う。

【 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 】

1) 教養教育と連携し、専門基礎教育及び専門教育のバランスがとれた体系的な教育課程とその実施体制を整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。

高等教育システムセンター運営委員会において、共通教育及び各学部専門教育のカリキュラムの評価を行う検討会を開催する。この検討会では、各学部在籍する学生が、「グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力」を獲得できるカリキュラムが用意されているかどうかを、各学部の報告をもとに検討する。

2) 「専門教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にし

た教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。

専門教育における満足度とは何かの調査の内容と方法に関して高等教育システムセンター運営委員会において検討する。

- 3) 進展し変容する社会からの要請に配慮した教育課程を編成する。

高等教育システムセンター運営委員会において、共通教育及び各学部専門教育のカリキュラムの評価を行う検討会を開催する。この検討会では、各学部在籍する学生が、「進展し変容する社会からの要請に配慮した教育」を受けることのできるカリキュラムが用意されているかどうかを、各学部の報告をもとに検討する。

- 4) 豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程を整備する。

高等教育システムセンター運営委員会において、共通教育及び各学部専門教育のカリキュラムの評価を行う検討会を開催する。この検討会では、各学部在籍する学生が、「豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育」を受けることのできるカリキュラムが用意されているかどうかを、各学部の報告をもとに検討する。

- 5) 高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育課程を編成し、実施する。

高等教育システムセンター運営委員会において、共通教育及び各学部専門教育のカリキュラムの評価を行う検討会を開催する。この検討会では、各学部在籍する学生が、「高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育」を受けることのできるカリキュラムが用意されているかどうかを、各学部の報告をもとに検討する。

【 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 学部の専門教育と連携して、各研究科・専攻の特色及び特徴を活かし、大学院課程の教育プログラムを体系的に整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。

学部の専門教育と連携して、各研究科・専攻の特色及び特徴を活かし、大学院課程の教育プログラムを体系的に整備するため、全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

- 2) 「大学院教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び修了生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。

大学院教育における満足度とは何かを検証するため、全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

- 3) 高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。

高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程を編成するため、全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

- 4) 研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。
研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成するため、全学的な基本方針を策定する組織を構築する。
- 5) 各研究科・専攻の特色及び特徴を活かした諸分野の教育と学術研究を通じて、高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させる。
高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させるため、全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

【 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 】

- 1) 各種の免許・資格の取得者、認定教育プログラムの増加を図り、各専門分野における社会進出を容易にすべく積極的に支援する。
高等教育システムセンター運営委員会において、共通教育および各学部専門教育のカリキュラムの評価を行う検討会を開催する。この検討会では、各学部に在籍する学生に対して、各種免許・資格の取得を促し、認定教育プログラムの増加に配慮したのになっているかどうかを、各学部の報告をもとに検討する。
資格取得者、認定教育プログラム修了者を全学的に把握するシステムを整える。
- 2) 進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する。
高等教育システムセンター運営委員会において、共通教育及び各学部専門教育のカリキュラムの評価を行う検討会を開催する。この検討会では、各学部に在籍する学生が、「進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する」教育を受けることのできるカリキュラムが用意されているかどうかを、各学部の報告をもとに検討する。
- 3) 各学部の理念・目標に沿って専門人・職業人養成の具体的諸目標を設定し、それぞれの分野で中核的な役割を担って活躍しうる能力を付与する。
各学部の理念・目標に沿って専門人・職業人養成の具体的諸目標を設定する。
- 4) 各研究科の理念・目標に沿って具体的諸目標を設定し、各専門分野での中核的な役割を担って活躍しうる高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者を養成する。
各研究科の理念・目標に沿った高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者養成の具体的諸目標を設定する。

【 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 】

- 1) シラバスに授業達成目標を明示し、教育の達成度が客観的に検証できるようにする。
高等教育システムセンターにおいて、シラバスに授業達成目標を明示するため、シラバスに関するガイドラインを作成し、このガイドラインに沿いシラバスを作成することを教育研究評議会において全学に義務づける。
シラバスチェックを継続して実施する。
- 2) 学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施し、教員自身による目標達成度評価（即ち成績評価）との比較等から、教育の効果・成果を検証する

体制をつくる。

ポートフォリオ評価に関する，学内外の状況に関する調査を実施する。

ポートフォリオ評価の実施状況に関する各学部の実施状況の報告会を開催する。

- 3) 学生による授業の評価結果等を活かした授業改善プログラムを構築し，その実施状況を公表する。

Webを利用した学生による授業評価を実施する。（一部の学部はマークシート方式等により実施）

評価結果を活かした授業改善プログラムの構築に向けての検討を開始する。

- 4) 大学院課程では，新たに授業改善プログラムを構築し，高度専門職業人養成が適切かつ効果的に行われるシステムを設ける。

大学院課程における新たに授業改善プログラムを構築するため，全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

- 5) 大学院課程では，修士・博士の学位授与の方針と基準を明確化し公表することにより，学位水準の高度化を図る。

修士・博士の学位授与の方針と基準を明確化についての基本方針を策定するため，全学的な組織を構築する。

- 6) 学部卒業後・大学院修了後の進路及び卒業・修了後の状態を調査して，それぞれの課程の教育目標達成状況を点検評価する。

学部卒業後・大学院修了後の進路及び卒業・修了後の状態調査を実施する。

それぞれの課程の教育目標達成状況を把握する研究を行い，学内外に提供する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 】

- 1) アドミッション・センターが中心となり，各学部と調整を図りながら，全学及び各学部のアドミッション・ポリシーを作成する。

アドミッション・センターを中心に全学及び各学部のアドミッション・ポリシーを策定する。

- 2) 志願者の進路動向を適切に把握するために，高校教員等と連携した懇談会を充実する。

長野県高等学校教育関係者との連絡協議会や信州大学ガイダンスを実施し，志願者の進路動向等について意見交換を行う。

- 3) 大学院にあっては，種々のマスメディア等を通じ情報を公開し，研究室開放等を積極的に行い，研究意識の高い志願者の開拓に努める。

大学院入試に関する全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

【 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 】

- 1) 各学部，研究科・専攻のカリキュラムが，それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し，必要に応じて改善に努める。

社会倫理・職業倫理等人格形成に不可欠な基礎教養を深めるカリキュラムを充実させる。

さまざまな文化や言語についての理解力・表現力等を養うカリキュラムを充実させる。

基本的な情報処理の技法やメディアリテラシー能力を高める授業支援体制を充実させる。

コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を高めるカリキュラムを充実させる。

専門教育との連携を強化し、専門教育と整合性ある基礎学力を効果的に身につけさせるための教養教育カリキュラム並びに教養教育担当体制を整備・充実させる。

成績評価の基準を各授業科目で掲げられた目標への到達度で計り、同時にその目標は各教育課程の教育目標に沿ったものとするとし、それにより各教育課程での教育目標に対する教員・学生の意識を高め、教育効果の向上を図る。

単位互換、インターンシップ、社会の要請に配慮した地域関連科目等の充実を図る。

高等教育システムセンター運営委員会において、共通教育及び各学部専門教育のカリキュラムの評価を行う検討会を開催する。

研究科・専攻のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証するための全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

- 2) 卒業生・修了生の進路状況調査と併せて、卒業生・修了生自身及び社会の評価を集約・解析する体制を設け、その結果を教育体制の改善に活かす。

卒業生・修了生自身及び社会の評価を集約・解析する研究を行う。

【 授業形態，学習指導法等に関する具体的方策 】

- 1) 平成16年度よりe-Learningシステムの積極的活用による，多元的・効果的な自主学習の環境整備を推進する。

e-Learningのプラットフォームの試験的運用を経て，恒常的システムの導入を推進する。

総合情報処理センターと連携して，各学部の情報演習室等にe-Learning学習環境の整備を推進する。

学生が常時使用可能な情報コンセント及び無線LAN等の環境整備を推進する。

- 2) 学生教育（相談）の一環としての退学勧告制度の導入をも視野に入れた，学生の自主的な学習意欲を促進する体制の整備を図る。

学生相談体制の整備（ポートフォリオ，チュートリアルなど）を学部に促し，高等教育システムセンターが取りまとめる。

高等教育システムセンター内のピアサポート室の整備を図る。

新しい成績評価基準の導入にむけたFDを実施する。

- 3) 国際的な言語理解能力を備えた人材の養成を促進するため，外国語による講義科目を開講する。

現在，共通教育科目，専門教育科目において開講されている外国語による講義科目をさらに拡充を図る。

- 4) 演習・実習・実験以外の講義科目についても双方向の少人数教育を促進する。

授業ごとの受講者数の調査を行う。

授業科目の適正受講者数及び科目数を調査，研究する。

- 5) 自習室・情報機器室等の充実を図る。

各建物の自習室・情報機器室等利用状況調査の年次計画を策定する。

- 6) 大学院にあっては，院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制を整える。

大学院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制について全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

- 7) 大学院課程では，国際的に通用する研究発表・プレゼンテーション能力を高めるカリキュラム体制を強化する。

大学院課程の国際的に通用する研究発表・プレゼンテーション能力を高めるカリキュラム体制の強化について，全学的な基本方針を策定する組織を構築する。

【 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 】

- 1) 成績評価基準を明確にし，「シラバス」等を通じ学生に公表し，その一貫性，厳格性，透明性を確保するシステムをつくる。

高等教育システムセンターにおいて，成績評価基準を明確するため，シラバスに関するガイドラインを作成し，このガイドラインに沿いシラバスを作成することを教育研究評議会において全学に義務づける。

- 2) 履修科目登録の上限設定などにより，単位制度の実質化を図る。

履修科目登録の上限設定について，全学的な実施に向けて検討する。

授業時間以外の学習状況と単位登録・取得状況の関連について，学生や教職員を対象に調査を実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 】

- 1) 「人事調整委員会」を機動的に運用し，教職員の有機的かつ効果的な配置を実現する。

現行の教職員の有機的かつ効果的な配置について調査検討する。

- 2) 教員の選考基準・方法を全面的に見直し，研究，教育，社会貢献，国際交流等の多様な選考基準を導入し，国の内外から公募する。

教員の選考基準・方法の実態を調査検討する。

【 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 】

- 1) 平成16年度から全学的なe-Learningシステムを導入し，分散キャンパス間はもとよ

り、他大学等外部との連携が図れるネットワークの整備を行う。

e-Learningのプラットフォームの試験的運用を経て、恒常的システムの導入を推進する

総合情報処理センターと連携して、各学部の情報演習室等にe-Learning学習環境の整備を推進する。

学生が常時使用可能な情報コンセント及び無線LAN等の環境整備を推進する。

他大学作成のe-Learningコンテンツ利用の可能性を検討する。

2) 画像伝送システム、無線LANシステム、視聴覚設備等の充実・整備により、利用環境の向上を図る。

画像伝送システム、無線LANシステム及び視聴覚設備等のハード面及びソフト面の現状の問題点を検証するとともに、改善の年次計画を策定する。

3) 各キャンパスが地域の特性を活かした専門図書館としてのレファレンス機能を高度化しつつ、全学の総合的な情報提供能力を強化したネットワーク型図書館を構築する。

各図書館のレファレンス機能の強化に着手する。

- ・レファレンスの図書館間相互支援体制強化策の策定
- ・レファレンス事例データベースシステムの構築
- ・レファレンス事例研究、レファレンス・ツール利用に関する研修会の開催
- ・各分野の多様な資料に関する専門知識を習得するための長期的な人材育成計画の作成
- ・各館が所蔵する特色ある資料の利用者への紹介による職員の資料理解の向上実施計画の作成

ネットワーク型図書館の構築に着手する。

- ・本学附属図書館備付資料収集方針により大型専門資料等を系統的に整備
- ・ネットワーク型電子情報資料を系統的に整備（電子ジャーナルや二次情報データベース等の電子的に提供される資料については50%を目標に措置）
- ・各館の特色に配慮しつつ、参考図書資料等を整備、5年以上の旧版は更新
- ・研究上必要とされる共用性の高い図書コレクションの計画的整備
- ・専門教育のプログラムと連動した系統的な資料整備
- ・共用性の高い研究用資料（電子ジャーナルや二次情報データベース等）の整備
- ・中央館の本部機能強化

【 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 】

1) 各学部及び高等教育システムセンターのFDを組織的に推進する。その一環として、ピアレビューを積極的に推進する。

各学部及び高等教育システムセンターの組織的なFDの実施に着手する。

教員相互による授業のピアレビューを拡大する方策を検討する。

2) カリキュラム及び教育方法の全面的な見直しを行いつつ、本学特有の基本教育プログラムを創出する。

高等教育システムセンター運営委員会において、共通教育及び各学部専門教育の力

リキュラムの評価を行う検討会を開催し、検討する。

平成18年度から新しい共通教育カリキュラムでの授業を開始するため、共通教育の科目ごとに本学特有の基本教育カリキュラムという観点を考慮した新カリキュラム案を作成する。

3) 教育の向上に貢献した教員に対する「教育業績評価」のシステムを導入する。

教育業績評価基準を作成するために、学内学外の調査を行う。

「教育業績評価」システムの策定に向けて検討を開始する。

【 教材，学習指導法等に関する研究開発及びF Dに関する具体的方策 】

1) e-Learningの教育効果をより高めるためのコンテンツの開発を進める。

共通科目で一部e-Learningを実施し、平成17年度でのより広範な実施のための研修会等を開催する。

・対面授業の学習支援コースウェアとしてのBlackboardの導入を進め、後期から予定されている文書電子化システムの稼働と連動して、教員と授業のネットワーク活用システムを構築する。現在進行中の人文サイト再構築にあわせ、学習支援コンテンツを充実させる。共通教育で人文教員が実施しているe-Learning科目の成果とノウハウをもとに、人文学部での具体的展開科目を計画する。公開講座やオープンキャンパス、地域連携などの学外発信にe-Learning技術を取り入れる。(人文学部)

・(1)教育学部e-Learningポータルサイトを構築し、すでに授業等のために作成されているWebページへのリンク集を作成する。(2)希望者を募って、授業等のe-Learning化を試行し、今後のための検討を行う。(3)長野市10年研修、教育職員免許法認定講習、出前講座等、すでに実施している学外向けの講義等の一部をe-Learning化する。(4)支援体制の確立、e-Learningのための環境整備、著作権、公開のレベル(アクセス権)、コンテンツの有料化、単位認定等について検討する。(教育学部)

・学部教員に対し、e-Learningへの認識を浸透させる。そのためには、機会ある毎に、現状のプラットフォームであるBlackboardの案内を行い、利用を推進する。また、学部独自の教員用チュートリアル(全くの素人向け)を作成する。数科目に関し、コースウェアを作成する。(経済学部)

・労働安全衛生関係のe-Learning教材の作成を開始し、年度内に運用を開始する。(農学部)

・学生からのフィードバック等を元に教育効果を高めるためにコンテンツの見直し、高度化を図る。新規の開発も更に進める。(工学部)

・微分積分学のe-Learning用コンテンツを作成し、高年次で微分積分学I, IIの単位を履修できる体制を整える。より多くの教員が学習支援にBlackboardを活用できるよう支援体制を整える。国際交流協定校とのe-Learningによる大学院レベルの単位互換授業の実施に向け準備を進める。(繊維学部)

2) F Dの全学的な取組みを促進し、公開モデル授業等を通じた教員の研修体制を実質

化する。

新任者研修，全学参加型のFD研修会などの全学的なFDを実施する。

参加者にアンケートをとり，プログラムの評価を実施する。

- 3) 全学にベストティーチャー制度を設ける。
ベストティーチャー制度を検討する。
- 4) 教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方策を検討する。
教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方策を検討する。

【 全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策 】

- 1) 国内外大学間の単位互換制度の充実をさらに推進する。
本学における単位互換制度の現状調査とニーズの調査を実施し，必要に応じ，整備に取り組む。
- 2) 既存のSUNS施設を改善し，キャンパス間ブロードバンドを有効活用して，5キャンパス間を連携した機動的な教育体制を構築する。
e-Learningを用いて，5キャンパス間の連携による教育を推進する。

【 教育体制の見直しに関する具体的方策 】

- 1) 本学の新たな教育戦略を策定し，教育体制及び実施組織を根本的に見直す。
教育戦略策定のための検討を開始する。
- 2) 先端研究部門の研究及び研究者養成を効果的に行うために，大学院博士課程（博士後期課程）のカリキュラム，専攻等を抜本的に見直す。
総合工学系研究科（仮称）の設置を目指すための準備を行う。

【 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 】

- 1) 地域・地方自治体等と連携した教育・研究を積極的に推進するために「地域社会教育研究支援室」を設置する。（人文学部）
人文学部を中核とした大学院博士課程（独立専攻）の創設を前提に，平成16年度から検討する教育改革プログラム及び研究環境改革プログラムと連動させて学部教育研究組織の見直しに着手する。
- 2) 信州の自然・山岳を体験的に教材として教育研究に利活用する体制を整備するとともに，これを「サイエンス」の体感を通じた地域社会との恒常的な交流・連携にも活用する。（理学部）
信州自然誌資料館準備委員会を学部内の常設委員会とし，同館設立への準備作業を継続的に行う。毎年度の信州自然誌科学館（「自然のおどろき」，「自然のなぞ」，「自然のふしぎ」等）開催も同委員会を実行委員会として行う。本年度は「2004 青少年のための科学の祭典」松本大会を開催し，信州自然誌科学館の開催に替える。
- 3) 高度専門職業人の養成に際し，客観的な評価体制を整備するために，客観的臨床試験（OSCE）に準じた評価システムを構築する。（医学部保健学科）
保健学科において実践している評価システムを更に高度で体系的なものとするため，医学科の客観的能力臨床試験（OSCE）の評価法を調査し，保健学科教員へ

- FDを実施する。
- 4) 自然と共生し、フィールドとそれに根ざした農林業の教育力を高め、食と緑に係わる学部資源を学部・大学院教育、生涯教育、地域連携に活用する教育研究拠点を形成する。(農学部)
教育効果等の点検評価を踏まえ、カリキュラム及び教育体系の検討を開始し、先端研究、地域連携型研究及び基礎研究等に関するプロジェクト研究を積極的に推進するとともに、農林関係資料を利用した食と緑の科学資料館の設置を目指し、検討を継続する。
 - 5) 大学院における国際連携教育を推進するために、英語によるカリキュラム、国際的単位互換制度等を導入する。(繊維学部)
大学院における国際連携教育を推進するために、英語によるカリキュラムを導入し、国際的単位互換制度の構築に向けて検討を開始する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 】

- 1) 教員が学生をきめ細かく指導するチュートリアル・システム及びオフィス・アワーを全学的に導入する。
オフィス・アワーを実施する。
- 2) 学生の課外活動施設や交流スペース等の充実を図る。
学生の課外活動施設や交流スペース等を検証する。
- 3) 在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。
在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。(4月入学式翌日から1週間)
- 4) サークル活動に対する表彰制度の整備・充実を図る。
現在の学生表彰要項(表彰基準)、申合わせの見直しについて検討する。
- 5) サークル活動等に対して物心両面にわたる支援体制を整備する。
学生の課外活動等の支援組織について検討する。
- 6) NPO、NGO等との連携を図りつつ、ボランティア情報の収集・提供、受け入れ機関との連絡調整など、学生の自主的活動を積極的に支援する体制を構築する。
学生の自主的活動を経費面で支援する。

【 生活相談・就職支援等への対応に関する具体的方策 】

- 1) カウンセリング体制を充実し、学生相談担当職員のカウンセリング研修を実施する。
カウンセリング体制の検証及び学生相談担当職員のカウンセリング研修を実施する。
- 2) 留年生・休学者・不登校学生に対する情報収集と分析を行い、迅速に対応する。
留年生・休学者・不登校学生に対する情報収集、分析及び指導法等を確立する。
- 3) 学生アルバイト、寮生活、地域とのトラブルなど、学生生活全般にわたって相談に応じる。

学生生活全般にわたる相談を実施する。

- 4) 学生相談機関と学内外の諸機関との連携・強化を図る。
学生相談機関と学内外の諸機関との連携体制を調整する。
- 5) 保健管理センターを健康安全センターに名称変更し、学生の身体的・精神的・社会的な自立支援のため、教育的視点から系統的な「人間教育・健康教育」の充実を目指す。
健康安全センターへの改組を行う。
健康安全センター業務等の検証を行う。
検証結果に基づく体制の整備を段階的に行う。
- 6) 在学生、卒業生を含めた就職指導及びフォローアップ体制の充実を図る。
学生の適正・能力にあった職業選択のための適性検査を企画する。
就職ガイダンス・セミナーを企画する。
卒業生の就職実態を調査する。
- 7) 就職相談・情報提供システムの充実、インターンシップの支援、キャリア形成への支援など、全学的な就職指導体制の拡充・整備を図る。
全学的な就職指導体制を拡充・整備する。
就職情報の収集・提供を行う。
大学情報の企業等への情報提供を行う。
就職相談・指導・カウンセリング体制の整備を行う。
- 8) 同窓会・後援会組織等との連携を強化する。
信州大学各学部同窓会相互の交流及び親睦を図るとともに、本学との密接な連携により、本学及び各同窓会の発展に寄与し、併せて社会に貢献することを目的に各同窓会をつなぐ「信州大学同窓会連合会」を設立し、同会において、今後の大学との活動方針等を検討する。

【 学生の経済的支援体制の充実に関する具体的方策 】

- 本学独自の奨学金制度の導入を検討し、成案を得る。
独自の奨学金制度導入の検討（実情調査）を行う。

【 社会人・留学生に対する配慮に関する具体的方策 】

- 1) 大学院設置基準第14条特例の実施とともに、(工学系)インターネットコースや(経済)イノベーション・マネジメント専攻 夜間主コース 等の拡充・整備を図る。
社会人への配慮に関する全学的な基本方針を策定する組織を構築する。
- 2) 欧米からの留学生受け入れの増加を図るため、各学部(研究科)独自の短期留学科目を充実するとともに、日本社会の現状を体験学習させるインターンシップ科目の開設を検討する。
学部の専門性に沿った短期留学コースのあり方及び留学生センター提供の短期コース「日本語・日本事情」の開設を準備する。
インターンシップについては、調査の上、留学生が参加できるものを選別する。

- 3) 留学生宿舎不足を解決するための手段として、学生寮への留学生の入居等を検討・実施する。

学生寮への留学生の入居状況について調査検討を行う。

- 4) 留学生センターを中心に、各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し、日本語教育、修学上・生活上の指導助言・就職相談等の体制を充実強化する。

留学生センターを中心に、各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し、日本語教育、修学上・生活上の指導助言・就職相談等の体制の検証を行う。

- 5) 留学生の卒業（帰国）後のフォローアップ体制を整備する。

留学生卒業後のフォローアップ体制（データベース構築、信州大学情報の提供、国別同窓会の設立など）を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【 目指すべき研究の方向性 】

- 1) 世界的な研究拠点を目指すことができる高度かつ特色ある研究分野のさらなる拡充・整備とともに、プロジェクト研究の推進、専攻や部門間の連携等による研究領域の総合化、学際化及び活性化等を図る。

21世紀COEへの積極的な応募による採択を目指すとともに、プロジェクト研究の推進、専攻や部門間の連携等による研究領域の総合化、学際化及び活性化等を図るための検討に着手する。

- 2) 学長のリーダーシップのもとに、本学におけるこれまでの研究の蓄積や人的、物的及び地理的条件を活かした独創的な研究分野を選定・組織化し、施策を推進する。

有望な研究シーズやプロジェクト等について、学長のリーダーシップのもと施策を推進する。

- 3) 高度で個性的な研究を世界水準レベルで遂行したり、産学官連携で成果の得られるプロジェクト研究の企画・立案を行うなど、全学的な研究戦略を策定する体制を整備する。

担当理事のもと、地域共同研究センター、産学官連携インキュベーション施設、SVBL等を主軸とした共同研究大型プロジェクト等の獲得の施策を検討する。

- 4) 基礎科学分野においては、長期的視点からの研究育成と研究成果の蓄積を目指す。

基礎科学分野において、長期的視点からの研究育成と研究成果の蓄積を学長のリーダーシップのもと施策を推進する。

- 5) 人文・社会科学分野においては、学術的に高い研究成果を産み出すことに止まらず、さまざまな形で研究成果が人々に活かされ、文化面、政策面で社会に貢献することを目指す。

人文学的「知」の先端を切り拓く研究と、現実社会に対応した「実践知」に関する

研究を推し進めるとともに、地域社会との連携に資する研究を奨励する。

産業、経済、社会に関する課題の解決に寄与する研究及びその解明に寄与する視点やモデルの開発に関する研究を推進し、我が国社会の知的発展に寄与する研究を目指す。

地域の雇用、生活、福祉等の課題や分権推進に関わる課題に積極的に取り組み、研究成果の地域還元を目指す。

【 成果の社会への還元等に関する具体的方策 】

- 1) 社会人教育や産学官連携教育研修システム及び医療人生涯研修システムの確立など社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織を検討する。

各学部等が取り組んでいる社会人教育に関する施策を調査し、全学の社会人教育に関する基本的ポリシー、方策等について担当理事を中心に検討する。

- 2) 研究理念・目標、研究成果と意義、研究者の研究概要等を分かり易く工夫し、電子情報やメディアを通して、教職員、学生及び広く学外へ情報発信し、研究成果の社会への還元に努める。

現状の情報の発信方法やその内容について、分析を実施し、今後の方策について担当理事を中心に策定する。

「教育研究者総覧データベース」システムを導入し、研究者の研究概要・業績、地域社会や産業との連携の可能性を、ホームページ上に公開するとともに、学外にシステムの広報宣伝を行う。

研究者に定期的な情報更新を呼びかけ、リアルタイムな情報発信に努める。

- 3) 教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策を検討し、可能なところから実行する。

教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策のあり方を検討するためのワーキング・グループの設置について検討する。

【 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 】

- 1) 研究教育活動実績等のデータベース化と公表により社会的評価を受ける。

研究教育活動実績等のデータベース化を開始する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 】

- 1) 教員の任期制の導入を各分野の実情に応じて拡大し、より高度な研究の達成を目指す。

教員の任期制の導入について役員会で検討する。

- 2) 任期制に加えて、各分野の実情に応じて研究者の流動性を高め、研究組織の活性化を図るための方策について検討し、実施に移す。

学長のリーダーシップのもと、役員会において、研究組織の活性化を図るための方

策の検討を開始する。

- 3) 研究支援体制の一つとして、学内外の組織や資金を利用したポストドクトラルフェローシップの体制を整備し、その充実を図る。

本学の研究を支援する体制の有効性について検証するための組織について検討する。

- 4) 研究支援のために、学内外の組織や資金を利用して、高度技術者を雇用しうるシステムを検討し、整備を図る。

特殊な技能や熟練した技術を必要とした、研究を支援する体制の有効性について検証するための組織について検討する。

【 研究資金の配分システムに関する具体的方策 】

学長あるいは学部長がリーダーシップを発揮するための裁量的経費を十分に確保するとともに、研究資金等を重点配分するシステムを整備・充実する。

学長、学部長がリーダーシップを発揮するための裁量的経費を確保するための方策を検証する。

確保した研究資金等を重点配分するシステムを検討する。

【 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 】

- 1) 研究に必要な設備や大型機器の有効活用の運営体制を整えとともに、設備・機器の整備を計画的に推進する。

ヒト環境科学研究支援センター機器分析部門において、学内共通で利用する大型機器等の有効利用のための方策を検討する。

- 2) 山岳科学の総合的研究を推進するため、教育研究を支援する諸施設の整備・充実を図る。

山岳科学総合研究所と学内関係施設の統合に向けて検討を行う。

- 3) ヒト環境科学研究支援センターの充実を図り、全学的な研究支援体制を整える。

各種実験に関する安全指針等の整備を図る。

各部門の設備の充実を図る。

センター広報活動の充実を図る。

【 知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策 】

- 1) 全学の産学官連携体制の充実を図るとともに、(株)信州TLOや信州大学の研究組織等と協力して信州大学教員等の知的財産を管理・活用する組織を整備する。

産学官連携推進本部において、(株)信州TLO、松本市から受け入れた産学官連携担当者と一体となった組織を整備し、活動を展開する。

- 2) 信州大学の特徴を活かして、製造部門(工学部、繊維学部が中心)及びゲノム・バイオ・ライフサイエンス部門(医学部、農学部、理学部が中心)を主とした二つの知的財産管理部門を設立し、その両者を効果的に運用するシステムを確立する。

両部門を設立し、それぞれの特徴を活かした発明審査基準を策定し、知的財産の開

拓及び権利化を図る。

【 全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策 】

- 1) 全学の研究設備や施設を民間や産業界，あるいは他大学との共同研究に利用できるように支援体制を整え，共同研究を推進する。

地域共同研究センターが中心となり，地域貢献，科学技術の進展に寄与するため，全学の研究設備，施設を共同研究に利用できるよう体制を整備する。

- 2) 全学の共同研究プロジェクトや，他大学，他研究機関の施設を利用する共同研究プロジェクトを推進するため，流動性の高い教員組織に整備する。

全学的な共同研究プロジェクトを推進するため，各部局での特色ある研究シーズのデータベース化などにより，学内教員へ発信し，周知を図る。同時に，他大学，他研究機関との共同研究プロジェクトの推進を図るため，研究推進課等において情報収集と発信を積極的に実施する。

【 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 】

- 1) 医学部は，大学院医学研究科の個性化を図り，なかでも臓器移植細胞工学医科学系と加齢適応医科学系の二つの独立専攻における研究の高度化と，これらの研究領域の国際的研究・教育を担う後継者の育成に努める。

教育及び研究面について自己点検・評価，外部評価等を実施し，更なる研究の高度化と，これらの研究領域における我が国のパイオニアとして国際的研究・教育を担う後継者の育成に努める。

- 2) 工学部は，これまでの研究成果を活かして，カーボンナノチューブに関する世界的な研究拠点を形成する。

これまでの研究成果を活かして，カーボンナノチューブに関する世界的な研究拠点として，「カーボン科学研究所」(仮称)を10年間の時限措置として工学部内に設置するための準備を始める。

- 3) 繊維学部は，21世紀COEプログラムを推進し，先進ファイバー工学の世界的研究拠点を構築する。

下記については，継続的に申請，実現を目指す。

- 1)総合工学系研究科(仮称)に21世紀COEプログラムに掲げた「生命機能・ファイバー工学専攻」を新設に向け準備する。この中核的役割を担う大学院専任講座を，高分子工業研究施設の転換改組によるポストによって強化する。

- 2)パイロットファクトリー(21世紀COEプログラムに掲げた)を新設に向け準備する。

- 3)21世紀COEプログラムを活用し，PD，RA，TAの採用を積極的に推進し，優れた若手研究者を数多く養成する。

3 その他の目標を達成するための措置

- (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

【 教育研究における社会との連携に関する具体的方策 】

1) 生涯学習を一元的に統括する体制を整備し、多様な社会的ニーズに応えうる総合的生涯学習プログラムを作成し、段階的に実施に移す。

各学部等が取り組んでいる生涯学習、社会人教育に関する施策を調査し、全学の生涯学習への支援、社会人教育に関する基本的ポリシー、方策等について担当理事を中心に検討する。

2) 教育研究成果を社会的に還元するために、出前講座、市民開放授業、公開講座、テレビ放送公開講座等のプログラムを見直し、さらに充実・発展させる。

出前講座、市民開放授業、公開講座、テレビ放送公開講座等について、受講者アンケート等を基に現プログラムの検証を行い、その検証結果をプログラムにフィードバックするとともに、さらに充実・発展させる。

3) 地域における学術情報の中核的拠点として、附属図書館の開放をさらに拡大する。また、教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発・出版を促進するために、大学出版会の設立を検討し結論を出す。

地域における学術情報の中核的拠点としての附属図書館の検証及びさらなる開放を推進する。

教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発推進の検討を行う。

4) 地域連携のための学内支援組織を基盤として、自治体、住民組織、NPO等と連携して、生涯学習の推進、公共政策の立案協力、地域社会の健康・福祉の向上、地域問題の解決等に対して、全学的に支援する体制を構築する。

地域連携のため学内支援組織と自治体、住民組織、NPO等との連携を担当理事を中心にした学内スタッフ組織において検討する。

5) 県内の他大学等との間で、地域貢献や単位互換制度等に関する連携について協議を進め、合意を得たものから実施に移す。

県内の公私立大学等との連携による単位互換制度等に関する具体的方策について検討する。

- ・関係する大学間で本件について検討する協議会の設立を検討する。
- ・関係機関のメリット面から検討を進め、早期の合意に向けて検討、調整を進める。

県内の公私立大学等との連携による地域貢献に関する具体的方策について検討する。

- ・地域連携推進センター（仮称）の設置を検討する。
- ・地域の市民、行政、教育機関等のメンバーにより構成する生涯学習会議（仮称）の設置を検討する。
- ・出前講座等の開設を増やす。また、実施方法を見直す。

6) 長野県自然保護研究所、大町山岳博物館等との研究面での連携を進め、長野県の自然環境保護に積極的に協力する。

長野県環境保全研究所（平成16年4月に長野県自然保護研究所は、長野県衛生公害研究所と統合され、「長野県環境保全研究所」となった。）と大町山岳博物館との研究協力協定を締結し、共同研究の計画を策定する。また、国の環境研究所や総合

地球環境学研究所並びに海外の関連研究所との連携も進める。

- 7) 知的クラスター創成事業の中核的拠点として独創的な研究活動を推進し，地域産業界への技術移転等により産業の振興と活性化を図る。

知的クラスター本部との連携のもと，共同研究企業の開拓を促進し，独創的な研究活動の推進を図る。

- 8) 研究成果や研究環境を地域・企業等に還元することを目指し，事業化・起業化を視野に入れた産学官連携支援施設を拡充してインキュベーションを推進する。

長野市が，工学部内に設置するインキュベーション支援施設の管理運営体制の整備に積極的に取り組む。また，各部署等のインキュベーション施設の利用を促進する。

- 9) 県内財団との連携により産学連携の掘り起こしを促進し，地域と連携したフォーラム，セミナー等を開催する。

長野県テクノ財団との知的クラスター創成事業等の一層の推進を図るとともに，産学官連携推進本部，地方自治体が一体となって産学官連携の掘り起こしを行う。

大学のシーズを提供する場として，地方公共団体等との協賛でフォーラム，セミナー，懇談会等を開催する。

- 10) 知的財産の保全と活用を一貫して行う体制の充実を図る。

知的クラスター事業をはじめとする各種研究成果を，県テクノ財団，(株)信州TLO等と連携し，産学官連携推進本部で管理・活用する体制を整備する。

- 11) 官公庁，地方公共団体等の各種審議会や調査活動に積極的に参加し，行政の発展・改善に寄与する。

官公庁，地方公共団体等の各種審議会や調査活動に積極的に参加できる体制を整備する。

- 12) 個人起業家に専門的・技術的アドバイスを行って優れたアイデアや発明の商品化を支援する。

地域共同研究センターを窓口として専門的技術的アドバイスに関する情報を学外へ発信する。また，商品化等の際は，産学官連携推進本部及び(株)信州TLOを有効活用するための啓発活動を実施する。

- 13) 専門職・技術者等の知的要求に応え，技術相談，教育相談，セミナー，講演会等を開催する。

産学連携推進本部内に所属するコーディネータ等を窓口とし，共同研究，発明，特許等に関する知的要求に応える。また，外部の専門家(弁護士・弁理士)による知的財産セミナーや講演会を開催し，教職員に対して知的財産に関する啓発・普及を行う。

【 教育研究における国際交流・協力等に関する具体的方策 】

- 1) 国際交流の統括的支援体制の整備・充実を図り，本学の中・長期的国際戦略を構築する。

担当理事のもとに全学的な国際戦略を展開するため，国際交流委員会にワーキング・グループを設置し，本学の国際事業の統括的支援体制について検討する。

- 2) 国際交流に当たる職員等の研修プログラムを作成し、各種研修制度を活用した国際交流スタッフの養成を図る。
国際交流の実績のある他大学等の研修プログラムや、一般の語学研修プログラム等についての情報収集を行う。
- 3) 教育面での国際交流を量的・質的に充実させ、留学生の受け入れ及び本学からの海外留学生数を増大させる。また、そのためのバックアップ体制を充実させる。
留学生受け入れを積極的に行う。
短期の交換留学制度の充実について検討し、本学の学生には「留学説明会」を開くなど、留学への動機付けを行う。
HPを通じた情報提供や「海外留学資料コーナー」を充実する。
- 4) 大学間国際交流協定の見直しと活用を進め、短期留学生の相互受け入れを拡大する。
短期留学生の相互受入について、現在までの交流実績を調査検討し、問題点を摘出する。
短期留学プログラムにふさわしいコースを検討するなど、短期留学生交換を拡大するための体制を整備する。
- 5) 国際交流施設の拡充について検討する。これに加えて、地域社会との連携・協力のもとで、留学生の生活面での支援体制を拡充させる。
留学生の学生寮への入居について検討を行う。
地域社会と連携した留学生後援組織の全学への普及方策を検討する。
- 6) 留学生卒業後のフォローアップ体制を検討し、実施する。
留学生卒業後のフォローアップ体制（データベース構築、信州大学情報の提供、国別同窓会の設立など）を検討する。
- 7) 教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れを増大させる。また、教員の国外での研修機会を増大させる。
教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れ並びに教員の国外での研修機会を増大させる方法の策定のために、国際交流委員会内のワーキング・グループにおいて検討する。
- 8) 外国人教職員の採用を積極的に進める。特に、最先端分野において、若手外国人研究者の登用を積極的に進める。
外国人教職員の採用を積極的に進める方策を人事制度ワーキング・グループで検討する。
- 9) 国際学会、国際シンポジウム等の開催を推進し、本学を起点とした研究面での国際交流を活発化させる。
本学の全学的国際交流の取組みとして「信州大学国際シンポジウム」を企画立案し、実施する。
- 10) 地域に居住する外国人とその家族、帰国子女に対する教育支援のあり方について検討し、公的機関等に対して必要な支援を行う。
外国人への語学教育支援等について調査・検討する。
- 11) 公的機関や地域団体と連携・協力して、開発途上国等に対する技術協力や教育面で

の協力を積極的に推進する。

開発途上国への技術支援や教育協力を行うための体制や内容について検討するためのワーキング・グループの設置を検討する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【 附属病院マネジメント改革に関する具体的方策 】

- 1) 病院長の専任化を検討し、病院の管理運営の最高責任者として予算執行権、人事権などの権限を強化する。

病院長の専任化の具体的方策の検討を行う。

病院長の権限の強化についての検討を行う。

- 2) 特定機能病院の機能を充実させるため、患者数に対応した医療従事者の配置見直しを行うとともに、保健学科教員の診療協力の推進を図る。

医療従事者の配置見直しを実施する。

有期雇用職員を増員する。(臨床検査部・輸血部 4 人, 放射線部・薬剤部各 3 人)

医学部保健学科との連絡会議を設置する。

医学部保健学科教員の診療従事対応予算について検討を行う。

【 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 】

- 1) 診療評価基準を制定し、スタッフの適正な評価を行う。

診療評価基準(案)の検討を行う。

- 2) 第三者評価機構による病院機能の客観的評価を受ける。

機能評価を受審(更新)する。

大学病院間における相互チェックを実施する。

県内の国公立病院との間における相互チェックの計画を策定する。

- 3) 職員の労働環境の改善及び診療実績に相応しい待遇改善に努める。

業務の見直し、適正配置人員について検討し、特殊勤務手当(感染予防のための危険手当等)の新設や適応範囲についての検討を行う。

- 4) 経営面における病院長補佐体制の充実を図る。

効率的運営を図るため戦略的企画立案部門に経営企画監を新たに設け、補佐体制の強化充実を図る。また、経営に関する専門的知識を有する民間経営者、経営学者等を参画させる。

- 5) 経費の節減と病院収入の増加に努め、病院経営の改善を図る。

医薬品、医療材料について可能な限り値引き交渉を実施する。

院内SPD(定数配置)を全部署に導入し、診療科等の不良在庫及び使用期限切れ材料の削減を実施する。

医療機器の購入契約とリース契約との比較検討を行う。

診療報酬改定の医師等への説明会を実施する。

毎年診療科への請求漏れ項目の一覧表の配布する。

定期的な増収対策の診療科等との打ち合わせ会及び調査を実施する。

病床再配置の検討を行う。

自動支払機を設置する。

- 6) 戦略企画室及び経営分析室の体制を充実させる。

部門別原価計算の手法を取り入れた管理会計システム導入による詳細分析を実施する。

第 期再開発計画（外来棟）に伴う借入金を含めた短期事業計画を立案する。

- 7) 医療事故防止マニュアルの見直し（随時）、院内研修会の実施と院外研修会への参加、大学病院間の相互チェックの実施及び院内感染対策の充実など、リスクマネジメントの強化に努める。

医療安全室への事務職員の配置を行う。

インシデント（重要事例）の厚生労働省への報告を実施する。

【 良質な医療人養成に関する具体的方策 】

- 1) 新医師臨床研修制度に基づく研修を、関連病院等の協力を得て実施し、全人的医療のできる質の高い医師を養成する。

研修プログラムの検討、見直しを行う。

- 2) 卒後臨床研修センター専任の教員・事務職員を配置し、研修制度の充実を図る。

研修プログラムの充実を図る。

専任教員（助教授）の配置について検討を行う。

- 3) 学外からの実習生、研修生を積極的に受け入れる。

医事課窓口実習生の受入れを行う。

- 4) クリニカルクラークシップなど、医学部と連携して医学教育の充実を図る。

臨床実習等への積極的な協力を行う。

【 研究成果の診療への反映や先端的医療導入のための具体的方策 】

- 1) 高度先進医療の開発、臨床への応用を推進するとともに、保健医療の進歩発展に資する臨床研究を推進する。

高度先進医療の開発への積極的臨床研究を推進する。

- 2) 大学院医学研究科、医学部及び他学部等との共同研究を推進する。

幹細胞血管再生療法、メラノーマ遺伝子治療、生体肝移植（シトルリン血症に対する肝移植療法）等の開発を行う。

【 事務等の効率化・合理化に関する具体的方策 】

- 1) 経営サポート体制として病院経営分析担当部門を置く。

経営企画監を設置する。

経営企画課に経営企画係を設置する。

経営分析室の専用室を設置し、打合せを定例化する。

- 2) 医事課栄養管理室は、診療支援部門の一つ（臨床栄養部）として位置付ける。

臨床栄養部の設置に向けて検討を行う。

- 3) 業務内容を見直し，病院事務当直，医療情報システムの保守・管理などの外部委託を推進する。

病院事務当直を2人体制から1人体制とし，夜間休日等の外来者に対する業務等を外部委託とする。

- 4) 物品共同購入システムを構築し，経費の節減を図る。

関東甲信越地区国立大学医学部附属病院会計担当者会議で検討を行う。

- 5) 医療情報システム共同開発体制を構築し，経費の節減を図る。

本システムの改善要望事項を調査し，より使いやすいシステムにするために一部修正を実施する。

- 6) 人事交流システムを構築し，人事の活性化を図る。

人事交流計画の策定及び推進を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 】

- 1) 学部・附属教員共同による実践的な研究の質を高めるために，学部・附属学校相互での授業や実践研究を通して成果をあげ，その成果報告書を年度ごとに公表する。

研究組織や研究テーマの立て方，研究の進め方，報告のし方等を再検討し，より実質的な学部・附属共同研究のあり方を再検討する。

- 2) 「教育参加」「学校教育臨床基礎」「学校教育臨床演習」「事前・事後指導」「基礎教育実習」「応用教育実習」など，臨床経験科目相互の系統性を強め，カリキュラムの系統化を図る。

4年間にわたる臨床経験科目全体の体系化を図り，カリキュラムの系統化や実施組織の体制を整備する。

【 学校運営の改善に関する具体的方策 】

- 1) 附属小学校及び附属中学校の学級規模の適正化を図る。

附属学校の将来構想や附属学校周辺校の学級規模状況等を考慮して，学級規模適正化の検討を開始する。

- 2) 少人数学級，習熟度別指導，不登校児童生徒支援等の教育課題に対応させ，教育内容や方法について教育研究を実践する。

附属長野中学校において，数学では2年次生を，英語科では3年次生を対象に，少人数学級編成による学習指導を実施し，そのあり方について研究する。

- 3) 附属幼稚園・附属松本小学校・附属松本中学校を一体化した附属学校園をめざし，施設設備やカリキュラム，教員組織を検討し，その具体化を試みる。

幼稚園から小学校，小学校から中学校への学びの系統性の明確化を図るカリキュラムの検討を始める。

幼稚園・小学校・中学校の教員が，異種校での授業を協力して進める。

- 4) 附属養護学校の児童・生徒の障害に即した基本的生活習慣等の日常訓練や指導のための施設を含めた環境づくりを行う。

日常生活訓練施設の整備拡充を図る。

【 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 】

新しい教育課題に対応するため、通学区や入学者選抜方法等の見直しを行う。
過去5年程度の応募者の人数・出身地区等の推移や入学者選抜試験の結果を整理し
通学区や入学者選抜方法等の見直しに資する資料を整える。

【 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 】

教育委員会との連携を図り、研修教員を積極的に受け入れ、学部教員の指導のもと
で実践的研修を行う。現職教員10年経験者研修等についても臨床研修の場を提供する。
附属6校園で長野県教育委員会より派遣された10名の研修教員を受け入れる。
学部における長野市の10年経験者研修支援に準じ、附属学校園においても10年
経験者研修支援ができるよう、長野県教育委員会等と協議する。
附属養護学校で、長野県盲・ろう・養護学校校長会と連携し、10年経験者研修に
該当する教員に対し、本校の5月、6月の授業研究会及び11月の公開研究発表会
のいずれかを研修内容に指定し、臨床研修の場を提供していく。

【 地域の教育的課題に対応する先導的な教育方法に関する具体的方策 】

- 1) 各学校園での先導的研究を公開授業研究会において公表する。
長野地区・松本地区、それぞれの学校園において、先導的研究を行い、公開する。
- 2) 学びの連続性を重視した学年間や、幼・小・小 中間に連続するカリキュラムの開
発、ノーマリゼーション理念に基づいた小・中・養の交流・協同のカリキュラム開発
を行う。
松本地区においては、複数の教科で3校園のカリキュラムの一貫性を求めて、その
実践的検討を開始する。
長野地区3校においては、共に学び、共に育つ学習が成立する交流学习のカリキュ
ラム開発に努めるとともに、今年度は附属長野中学校2年次生と附属養護学校中学
部間において、特別活動及び生活単元学習のカリキュラムの一部に協同の学習の場
を位置づけ、実践を試みる。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【 効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する具体的方策 】

- (1) 役員会が各学部の情報を把握しやすい組織体制を確立する。
役員会が各学部の情報を把握しやすい組織体制の確立として、役員会メンバーと部
局長で構成する拡大役員会等を定期的で開催する。
- (2) 役員会と各部局及び各部局間の連絡調整機能が十分に発揮される体制を整備する。
ホームページを利用した大学の運営に関する情報の学内掲示をする。
大学の活動を中心に全教職員に知らせるため、電子メール等により最新情報を提供
する。
- (3) 大学運営上の重要テーマに応じて担当理事を配置し、学長の業務の一部を分担させ
るとともに、当該理事のもとにそのテーマに応じ、スタッフ組織又は執行組織を結成

し、企画立案及び執行する体制を構築する。

学長の業務の一部を分担させるため、大学運営上の重要テーマに応じた担当理事を配置する。

当該担当理事のもとにそのテーマに応じたスタッフ組織又は執行組織による企画立案及び執行する体制を構築する。

- (4) 大学のコア業務については、学長と一体となった副学長を置く。また、学長の意志決定を補佐し、大学経営戦略策定の支援業務、全学調整、役員会の議題整理等の業務を行うために、学長室を置く。

大学のコア業務を行うため学長と一体となった副学長を配置する。

大学経営戦略策定の支援業務、全学調整、役員会の議題整理等の業務を行うため学長室を設置する。

- (5) 専門知識・経験をもつ学外者をスタッフ組織に登用し、理事を助けるとともに、学内教職員のキャリア開発の機会を確保する。

専門知識・経験が必要な業務の洗出しを行う。

- (6) 平成17年度までに、教育研究評議会をはじめとする各種全学委員会の構成員や職務内容等を見直す。

教育研究評議会をはじめとする各種全学委員会の構成員や職務内容等を検証する。

- (7) 大学運営に識見を有する適任者を学長に選任できるよう、学長選考会議における候補者の選考に先立ち、構成員の意向投票を実施する。

学長選考会議において候補者の選考に先立ち構成員の意向投票を含め選考方法を検討する。

- (8) 学部が各地に分散する大学の特性にあった大学運営を行うため、学部長に学長権限の一部又は細部を委譲又は委任するとともに、評価・改善のシステムを構築し、順次実行する。

担当理事のもとで権限の委譲又は委任に関する事項を検討する。

- (9) 学部長のリーダーシップを発揮しやすい体制整備のため、学部長補佐体制を整備するとともに、各学部の必要に応じ学部長室を設置し、学部運営の効率性と機動性を高める。

暫定的措置として、学部評議員を副学部長兼務とし、また、若干名の学部長補佐を指名して体制の整備を図るとともに、学部長、副学部長、学部長補佐等で構成する学部執行部会議を設置する。（人文学部）

学部長補佐体制を検討し、できるだけ早く実施できる準備を整える。学部運営の効率性と機動性を高めるために、学部長補佐体制の組織として学部長室の設置を念頭に、構成員・任務等を検討する。（教育学部）

教育研究評議員を副学部長とし、学部長とあわせて3名が学部内諸委員会を分担統括して意思決定及び執行を指揮する。同時に主要な実施委員会委員長、学部長並びに副学部長による連絡会議を定例的に開催し、諸施策の決定並びに執行のスピードアップを図る。学部長補佐職は平成14年度から戦略的な案件について随時設置しており、タスクに応じて任命する。（経済学部）

学部長補佐を任命するとともに、学部運営の諸項目について問題点を洗い出し、必要に応じて学科主任制度を学科長制度に改め、また学部長室を設置するなどにより、学部長の業務の分担化を図ることを検討する。（理学部）

学部運営の効率性と機動性を高めるため、学部長補佐体制（臨床系教授2名、基礎系教授2名、保健学科長、保健学科教授2名）を制度化する。学部長室の設置については検討する。（医学部）

副学部長及び各補佐は学部長を補佐するとともに、自ら積極的に担当業務を企画・展開、あるいはフォロー等を行うことにより、学部運営の効率性及び機動性をさらに高めていく。また必要に応じて、見直しを行い実施する。（工学部）

学部長補佐を副学部長として、責任を明確にし、体制整備を行う。また学部長室の必要性について検討する。（農学部）

学部長補佐2名体制の整備を図る。その運用結果の評価を行い、次年度以降の運営体制の整備を検討する。学部の方針等を策定する学部長室を設置し、機動的で明朗な指導体制を整備する。本年度は、試行という位置付けで実施する。（繊維学部）

- (10) 副学部長又は学部長補佐は、その職責に応じた処遇を制度化する。

役員会において、副学部長又は学部長補佐の処遇、人数の範囲、既存管理職との兼務等についての大枠を、大学として決定する。

- (11) 教授会の審議事項を精選し、所要時間の縮減を図る。

暫定措置として設置する学部執行部会議において、教授会の審議事項について検討するとともに、可能なものから実施する。また、教授会の審議事項として精選できた事項については、学部教授会規程を改正する。（人文学部）

教授会の役割を明確化し審議事項の精選、運営方法を改善し所用時間の短縮を図る。そのために学部長室、各種委員会等の組織の任務やその責任体制を検討して、教授会との関係を明確にする。（教育学部）

従来の審議事項を随時見直し、本部権限となった事項については審議の省略を図る。また、審議事項を教学関連と管理運営関連に分類し、管理運営関連事項のうち報告事項とすべき分野を検討する。なお、審議事項の精選が図れた事項について、必要に応じて学部教授会規程を改正する。（経済学部）

審議事項の数、内容、議論の実態と審議に要する時間を調査し、所要時間の縮減の必要性、可能性の有無について検討する。（理学部）

医学科会議及び保健学科会議の代議員会としての審議事項の見直しを行い、所要時間の縮減を図る。また、学科間連絡会議を実質化することにより、教授会の審議事項、報告事項を精選し、所要時間の縮減を図る。（医学部）

現在、代議員会制度及び学科長会議制度を導入済みである。この制度導入により、教授会の審議事項を精選し、効率化を図り、導入前と比較して所要時間をおよそ1/4に短縮している。（工学部）

教授会のシステムの検討を通じて、所要時間の短縮化を図ることを検討する。審議事項について、審議会を設置及び議長制の採用等を検討する。（農学部）

教授会を人事・教学関連事項に重点を置くものとし、学部の運営については、学部

長室が原案を策定，学部運営会議で審議・決定し，学科，教員へ周知するシステムとする。全教員の参加する会議は，必要最小限に開催するものとする。（繊維学部）

(12) 教授会と学部長との役割分担を見直し，主に教学に関する事項を教授会とし，意思決定・執行のスピード化，効率化を図る。

暫定措置として設置する学部執行部会議において，教授会と学部長との役割分担について検証・検討を行い，意思決定・執行のスピード化・効率化について，成案の得られたものから順次実施する。（人文学部）

学部長を中心にした執行部体制（学部長補佐体制・学部常置委員会）と教授会の役割と責任を明確にする。意思決定・執行のスピード化，効率化を図るために既存の学部運営委員会（学部長・評議員・常置委員長）の役割と任務，構成メンバー等を検討し，執行部体制を強化する。（教育学部）

教授会の審議事項について随時見直しを行い，審議の効率化を図る。また，教育研究評議員を副学部長とし，学部長とあわせて3名が学业内諸委員会を分担統括して意思決定及び執行を指揮する。同時に主要な実施委員会委員長，学部長並びに副学部長による連絡会議を定例的に開催し，諸施策の決定並びに執行のスピードアップを図る。（経済学部）

教授会の審議事項を部類分けし，意志決定，執行のスピード化，効率化が必要な事項，またそれに馴染む事項を抽出し，役割分担化の可否について検討する。（理学部）

副学部長又は学部長補佐の設置により，学部長補佐体制の制度化を図り，学部長のリーダーシップによる意思決定・執行のスピード化，効率化を図る。（医学部）

現在，代議員会及び学科長会議に，教授会審議事項を付託し，効率化を図っている。更に，教授会における審議事項の見直しを行い，学部運営の意思決定・執行のスピード化，効率化を図る。（工学部）

現在の教授会の審議事項を検討して，役割分担を明確にする。教授会のスムーズな運営を行う。（農学部）

学部長室を設置するとともに，学部長補佐2人を置く。「学部長室」において運営の方針を策定，学部運営委員会において方針を決定し，学科に周知するシステムを採用する。教授会は人事・教学関係の審議機関とする。全教員を対象とした会議は必要最小限に開催する。規程の改正を行う。（繊維学部）

(13) 学部運営に識見を有する適任者を学部長に選任できるような選考方法を採用する。

平成16年度中に，学長選考会議の検討状況も踏まえ，学部運営に識見を有する適任者を学部長として選任する方法について策定し，現行の学部長候補者選考規程を改正する。（人文学部）

「信州大学学部長候補者選考通則」に基づき「信州大学教育学部学部長候補者選考規程」等の見直しを行い，学部運営の適任者を選任できる選考方法を検討する。（教育学部）

信州大学学部長候補者選考通則との整合をはかるべく，また，学長選考会議の検討状況を踏まえ，経済学部における学部長候補者選考規程の見直しを開始する。（経

济学部)

例えば、推薦方式等の導入、事前の質疑応答、所信表明等の機会設定、全教職員による意向投票等を含めた適切な学部長選考方法を検討する。(理学部)

学部長は、法人化により、管理運営面に加えて、学部における教育・研究面におけるその職責の重要性が増大することが想定されるため、信州大学学部長候補者選考通則を踏まえて、識見を有する適任者を選任できるよう選考規程の見直しを検討する。(医学部)

学長選考会議において検討されている学長選考規程の動向及び信州大学学部長候補者選考通則を基に、適任者を学部長候補者として選考できる方法等を検討し、工学部長候補者選考規程の整備を図る。(工学部)

信州大学学部長候補者選考通則に基づき、適任者を学部長候補者に選任できるよう学部長選考規程の見直し、検討を開始する。(農学部)

全教職員の意向が反映できるように配慮した選考方法を策定する。大学法人の関連規程と整合するよう学部の選考規程を改正する。学外からの意見も参考とし、より望ましい選考方法を検討する。本年度より、試行する。(繊維学部)

- (14) 事務系職員は、学長、役員会等の執行機関や教員組織との密接な連携協力のもとで、役割を分担する専門職能集団としての機能強化を図る。

各部署の課・係に加え、目的達成のためチーム制を置くなど機能強化を図る方策を検討する。

スタッフ職員組織へ教員の参加を積極的に推進する。

- (15) 戦略的な組織編制と選考採用、各種専門研修、キャリア・パスの整備等により、優れた人材確保や養成を行う。

優れた人材確保や養成を行う計画を達成するため人事制度ワーキング・グループで研修実態について調査する。

- (16) 留学生相談や留学生受入れに関する業務について、教員と事務職員との一体的な運営組織を設置する。

留学生相談や留学生受入れに関する業務について、教員と事務職員との一体的な運営組織について検討を行う。

- (17) 中期計画等を確実に実現させるため、学長のリーダーシップのもとに関係委員会が有機的な連携を図りつつ、学長裁量の人事枠や教育研究経費及び研究施設等の学内資源を重点的に配分するシステムを構築する。また、教育研究に関する学長・学部長の裁量的経費の一層の確保を図る。

学長裁量の人事枠や教育研究経費及び研究施設等の学内資源を重点的に配分するシステムの構築の検討を行う。

教育研究に関する学長・学部長の裁量的経費確保の方策の検証を行う。

- (18) 健全な大学経営と対外的説明責任の観点から、執行機関においては、計画・実行・チェック・修正のサイクルによる業務遂行ルーチンを整える。

執行機関において、資源配分を考慮した計画に基づく実行・取組み状況へのチェック(点検・評価)組織体制を整備し、修正(改善)措置のできるマネジメントサイ

クルの構築に向けて検討する。

- (19) 業務執行効率を考慮した合理的な監査基準に基づく監査体制を整備する。
業務執行効率を考慮した合理的な監査項目及び監査基準を設定する。
監査体制を整備・充実する。
監事監査，会計監査人の監査及び内部監査との連携体制を確立する。
内部監査の充実を図るためのマニュアル作成する。
- (20) 近隣の大学等との連携を一層強化し，教育研究分野のパワーアップを図るとともに，新たな連携・協力モデルの構築を目指す。
長野県内大学の抱える諸課題等について共通認識を持ち，大学間相互に連携を図ることにより，課題に見合った新機能を創成するための検討を行う。
上越教育大学との連携では，年度当初に連絡協議会をもち16年度の連携事業を協議し，教育課程研究部会などの新規の部会を立ち上げ，教育学部との連携をさらに発展させ両大学のパワーアップを図るとともに，新しい連携のあり方を探る。
長野県内の大学・短大・高専との単位互換制度を検討し，連携による共同授業の開講計画を立てる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する具体的方策 】

〔 修士課程 〕

- (1) 平成19年度に，医学部保健学科を基盤に，高度で専門的な医療技術者や教育者，研究者の養成を目的として，看護学及び保健学に関する大学院(修士課程)を設置する。
医学部保健学科を基盤とした専門大学院（保健学専攻）の設置の準備を進める。
- (2) 文化，教育，社会政策等の分野の高度専門職業人養成を目的として，既存の人文科学研究科，教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科修士課程の改組・再編について検討を開始する。
既存の人文科学研究科，教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科修士課程の改組・再編について検討を開始する。

〔 博士課程 〕

- (3) 経済学部を母体に法曹専門家の養成を目的として，法科大学院を設置する。
授与する学位の種類及び分野の新設：法務博士（専門職）
大学院独立研究科法曹法務専攻の設置申請を行い，平成17年4月1日設置の準備を整える。
- (4) 先端的，独創的，学際的研究の拠点形成と高度専門職業人の養成を目指し，理学部，工学部，繊維学部を基盤とする工学系研究科（区分制博士課程）に農学系分野を融合した総合工学系研究科（仮称）（独立研究科後期3年だけの博士課程）に改組・再編する。なお，工学系研究科（博士前期課程）は工学系研究科（修士課程）とする。
授与する学位の種類及び分野の新設：博士（農学）
大学院総合工学系研究科（仮称）の設置申請を行い，平成17年4月1日設置の準備を

整える。

- (5) 医用工学分野等の設置による医学系研究科の充実方策，総合工学系研究科（仮称）の拡充，両研究科の研究連携の推進について検討を開始する。

医学部知的財産活用センターの活動を通して，医学，工学との研究連携を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【 戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システム構築等に関する具体的方策 】

- (1) 職務に応じ業績を評価する方法の構築，やりがいと自己実現を目指す組織風土の形成及び能力開発システムの構築を図る。

職務の洗出しを行うとともに，業績評価の方向性を人事制度ワーキング・グループで検討する。

- (2) 教職員の公募原則の推進，競争原理の導入，昇格昇進方法の基準及び具体的運用の説明責任を明確にし，人事の透明性を図る。

教職員の公募する職種の洗出しを行うとともに，公募原則の方向性について人事制度ワーキング・グループで検討する。

- (3) 職務に応じた多様な雇用形態の導入及び性差別・年齢差別・国籍差別のない職場づくりに努める。

多様な雇用形態の研究・調査を行う。

性差別・年齢差別・国籍差別をなくすための啓発を行う。

- (4) リーガル・コンプライアンスに基づく良好で安定的な労使関係の樹立，イコール・パートナーシップの推進とライフサイクルに合わせた就業形態の整備を図る。

安定的な労使関係の在り方の調査を実施する。

イコール・パートナーシップの啓発を行う。

ライフサイクルに合わせた就業形態の調査・研究を行う。

- (5) 安心できる職場環境づくりを推進する。

安心できる職場環境の調査を行う。

- (6) 教職員のモラルの一層の向上に努める。

教職員のモラルの実態調査を行う。

- (7) 競争力のある魅力的な人事制度を構築し適切な運用を行う。

競争力のある魅力的な人事制度の基本原則を人事制度ワーキング・グループで検討を行う。

- (8) 平成18年度までに人事制度検討委員会（仮称）を設置し，職能資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度・昇格昇進基準などの導入を検討し，平成19年度から実施する。

人事制度ワーキング・グループで，能力資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度，昇格昇進基準などの方向性を検討する。

- (9) 教員以外の職員のキャリア形成について，職員個別のキャリア計画を作成し，各職

域に応ずる専門的能力の育成を図るとともに、法人のキャリア育成責任を明確にする。
各職域に応ずる専門的能力の育成を図るとともに、法人のキャリア育成責任を明確にするため人事制度ワーキング・グループで、職域ごとの研修について調査する。

- (10) 教員のサバティカル制度の導入に向けた検討を行う。
教員のサバティカル制度を導入するため人事制度ワーキング・グループで、制度の必要性等を調査する。
- (11) 必要な部署には、教員以外の職員の他に非常勤職員・アウトソーシング人材（派遣等）を活用し、業務の効率的な運営を図る。
アウトソーシングが必要な部署及び職種の把握のための調査を実施する。
- (12) 各分野の実情に応じて任期付き任用を導入する。
一部の分野について任期付き任用を実施する。
- (13) 教員総数に占める女性の比率を、中期目標期間中に、15%以上に引き上げる。
女性教員増加の障害となる事項の調査を実施する。
女性教員の働きやすい職場環境の調査を実施する。
- (14) 教員以外の職員総数に占める女性の割合を、男女共同参画社会にふさわしいものとする。
男女共同参画社会の目指す女性職員の割合について研究する。
- (15) 平成17年度までに、男女ともに育児休業の取得を進める施策を策定し、育児休業の取得率の向上に努める。特に男性の取得を奨励する。
男性が育児休業を取得できない理由等の調査を実施する。
- (16) 外国人教員数を、現在の人数より増やす。
外国人教員の採用を積極的に進める方策を人事制度ワーキング・グループで検討する。
- (17) 障害者については、法定基準以上の雇用を行う。
障害者雇用の法定基準以上の雇用率を確保するための方策を人事制度ワーキング・グループで検討する。
- (18) 本学としての教職員定員を定め、不断の評価点検に基づく効率的な人員管理を行う。
各部署における教職員の必要人員の調査を行う。
- (19) 学長裁量の人事枠の確保と戦略的な運用を図る。
学長裁量の人事枠の確保と戦略的な運用を役員会において検討を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【 事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する具体的方策 】

- (1) 法人化を踏まえた新たな事務組織に移行して、点検・評価システムを導入するとともに、教育・研究・学生関係業務及び社会的要請等に見合った人的資源の投入について不断の見直しを行う。
事務組織見直しのため、役員会のもとにワーキング・グループを設置する。
- (2) 事務系職員の採用について、平成16年度採用分から、他大学と共同で一括職員採用

試験（面接試験を除く）及び説明会を実施し、関係業務処理の効率化を図る。

関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験の第一次試験を、同一期日・試験時間割で、同一の試験問題により、関東甲信越地区の各会場において一斉に実施する。

- (3) 平成17年度から、事務系職員の資質向上のための研修を他大学と共同で実施する。
事務系職員の資質向上のため人事制度ワーキング・グループで、他大学の研修の実施状況等を調査する。

- (4) 業務の効率化を図るためアウトソーシングを進める。その方策として費用対効果を考慮し大学に常時勤務する職員が行うべき業務を精選し、その他の業務は外部委託する。

執行部署等における外部委託が可能な定型的事務処理の洗出しを行う。

常時勤務する職員の業務内容の精選及び事務処理体制の見直しを行う。

業務効率化及び費用対効果を考慮したアウトソーシングの検討を行う。

- (5) 平成19年度までに、学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化及び履修登録・成績管理のWebによる入力の切替えを行う。

学務事務の電算化を推進し、共通教育科目分についてシラバスの電子化及び履修登録・成績管理のWebによる入力への切替えを行う。

- (6) 学内広報の一層の電子化を行う。

情報化、電子化計画を策定及び推進する。

- (7) 事務処理手続きを見直し、簡素化する。

事務処理手続きの検証及び簡素化方策の検討を行う。

- (8) 平成17年度までに、専門的な業務に従事する職員についての一般公募による選考採用の方法を導入し、一層専門的な研修を実施するなど事務職員等の専門性の向上を図る。

選考採用方法を導入し、一部実施する。

- (9) 理事の業務執行支援組織として、スタッフ組織を設置し、外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制により、事務職員の専門性を高める。

外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制による理事の業務執行支援組織として、スタッフ組織を設置し、効率化・合理化を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【 科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の外部資金の増加に関する具体的方策 】

- (1) 申請件数及び採択件数の増加を図るための方策を積極的に検討し実施する。

科学研究費補助金の申請件数や採択件数、及び寄附金等の受入れ状況については、役員会等で報告し大学全体に周知すると同時に、学部ごとに努力目標を設定する等積極的獲得に努める。

教職員の持っているシーズの売り込みを企業等に対して行い、共同研究の実績を上

- げる。
- (2) 部局全体の申請率及び採択率の向上を図るため、採択者に対するインセンティブの付与を部局予算配分に反映する。
- 平成16年度予算配分において決定した配分方針を検証する。
- さらなる申請率及び採択率の向上を目指したインセンティブ付与システムを整備・充実する。
- (3) 補助金公募等のニュースソース及び申請に関する手続き、Q & A、留意事項等を常時ホームページで発信するとともに、説明会を毎年開催する。
- 補助金、助成金等の募集について、大学のホームページで発信すると同時に、特に関連している部局へは通知文を送付する。特定学部の推薦すべき助成金等がある場合は、学部長等に積極的に申請するよう依頼する。
- 事務担当者は、補助金募集の説明会に積極的に参加し、学内への周知のための説明会を開催する。
- (4) 信州大学産学官連携推進本部及び地域共同研究センターを核として、信州大学の各部局が地域産業界、地方自治体と産学官連携を推進することで、外部資金の獲得額の増加を目指す。
- 産学官連携推進本部、地域共同研究センター等主催の研究紹介、技術紹介のオープンラボ等を開催し、地域企業とのマッチングの推進を図る。
- (5) 知的クラスター創成事業を推進するために、(財)長野県テクノ財団、参加企業等の諸団体と連携し、共同研究の一層の増加を図る。
- 知的クラスター創成事業本部会議へ地域共同研究センターも参加するなど産学官連携推進本部として、県テクノ財団、参加企業等との連携を深め共同研究の増加を図る。
- (6) 21世紀COEプログラムから派生する共同研究・受託研究の一層の増加を図るとともに新規プログラムのさらなる採択を目指す。
- 地方自治体と協力のうえ、地域企業をはじめ、全県下への積極的なアプローチと情報発信を実施する。
- (7) 学内の研究資源・情報のデータベースをもとに、企業や官公庁の訪問等によって、外部に対し積極的に信州大学の経営資源をアピールし、共同研究・受託研究・奨学寄附金等の外部研究資金の獲得につなげる。
- 産学連携推進本部として企業や地方自治体、商工会議所、経営者団体等への訪問等により積極的に経営資源等のアピールを行い、共同研究・受託研究・奨学寄附金等の外部資金の獲得を目指す。
- (8) 地方自治体からの奨学寄附金の増加を図るため、分散キャンパスのそれぞれの特色を活かした公開講座や地域貢献を積極的に推進する。
- 担当理事を中心としたスタッフ組織を立ち上げ、地方自治体からの奨学寄附金の増加を図るため分散型キャンパスのそれぞれの特色を活かした公開講座や地域貢献を積極的に推進するための方策を検討する。
- (9) (株)信州TLO及び信州大学産学官連携推進本部による大学知的財産管理・運営

機能の強化により、ロイヤリティー等収入の増加を図る。

(株)信州TLO社長を産学官連携推進本部長補佐に任命するなど、大学とTLO等の技術移転、産学官連携機関が一体となった知的財産管理・運営機能を強化し、ロイヤリティー収入等の増額を図る。

(10) 病院収入は、収益及び費用比率並びに労働生産性等経営管理分析を的確に行い増収を図る。

従来の「国立大学附属病院経営管理指標」等に基づく収益、費用比率、労働生産性等各種分析に加え、新たに部門別原価計算の手法を取り入れた管理会計システムを導入し、経営管理分析を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【 管理的経費の抑制に関する具体的方策 】

(1) 内部部局及び学部事務の見直し合理化を行い、費用対効果を考慮して、アウトソーシングに馴染む業務については積極的に推進し、変動費化を図る。

内部部局及び学部の業務内容を見直し、重複やアウトソーシング可能な業務の洗い出しを実施する。

(2) 光熱水料の削減に向けたポスターの掲示、省エネ推進期間の設定等により、取組みの推進及び教職員や学生等の改善意欲を醸成し、光熱水料の縮減を図る。

光熱水料及びエネルギーの削減に有用な情報を提供、実施を促す為のポスターの掲示等、啓発活動等の行動計画の策定及び一部を試行する。

(3) 配布文書の精選及びネットワーク等を活用したペーパーレス化を推進し、印刷物・コピー代の縮減を図る。

印刷物・コピー代の縮減を図るため配布文書の精選及びネットワーク等を活用したペーパーレス化を推進するための方策を検討するとともに、積極的な啓発活動を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 】

(1) 会議室等の施設、研究用設備及び機器のより効率的な利用を図るために、部局を越えた全学一括管理の仕組みを確立する。

施設（会議室、教室、体育施設等）の利用状況調査の年次計画を策定する。

(2) 施設・設備の使用状況のデータベース化を充実強化し、教育研究の変化に対応した弾力的活用と効率的な利用を図る。

コンサルタントの支援を得て、使用状況のデータベース化の年次計画を策定する。

(3) 週末、長期休業中を含め、大学の施設（会議室、教室、体育施設等）を効率的に活用するとともに、新たな収入を獲得するため、学外者に有料で貸し出すなど、施設・設備の有効利用を図る。

施設（会議室、教室、体育施設等）の貸出し可能性調査の年次計画を策定する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【 評価の充実に関する具体的方策 】

- (1) 平成17年度を目途に、全学の自己点検・評価、外部評価、第三者評価等の評価関連活動を一元的に司る評価・分析室（仮称）を設置して、多面的な点検評価活動を実施し、その結果を公表する。

全学の自己点検・評価、外部評価、第三者評価等の評価関連活動を一元的に司る評価・分析室（仮称）を設置する。

評価・分析室設置に向けて評価担当者の確保と養成を図るための研修等の実施に向けて検討開始する。

全学の自己点検・評価の実施に向けて内容及び方法の検討を開始する。

様々な第三者評価への対応方策の検討を開始する。

- (2) 関連委員会等相互の有機的な連携を踏まえて、目標・計画 実施 評価のサイクルに改善方策・改善計画の策定や改善勧告・命令の機能を組み込んだ改革・改善体制を全学的に整備する。

目標・計画 実施 評価のサイクルに改善方策・改善計画の策定や改善勧告・命令の機能を組み込んだマネジメントサイクル規程（仮称）の制定に向けて検討を開始する。

- (3) 教員や教育研究組織の成果・業績等に基づく評価システムの構築と優れた教員や教育研究組織に対する支援方策を策定する。

教員や教育研究組織の成果・業績等に基づく評価システム構築へ向けて検討を開始する。

教員や教育研究組織に対する支援方策の検討を開始する。

- (4) 大学運営の専門的職員と教員との連携を通して、組織、運営、財務等に係る評価システムの構築と検証結果を踏まえた改善方策を策定する。

組織、運営、財務等に係る評価システム構築の検討を開始する。

- (5) 信州大学の評価情報の体系的な収集(データベース化)・調査・分析・提供を一元的に司り、大学評価関連委員会及び中期目標・中期計画の企画立案を支援する大学評価情報調査分析室を整備・充実し、評価・分析室（仮称）の評価情報部門として発展させ、その機能強化を図る。

大学評価情報調査分析室を整備・充実し、評価・分析室（仮称）の評価情報部門として発展させ、その機能強化を図る。

- (6) 信州大学評価情報データベースを作成し、本学の大学評価情報の充実を図る。データベースを活用して、教育研究活動、社会活動、国際交流活動、大学・業務運営その他の諸活動を常時モニターしながら、中期目標・中期計画の達成度を検証し、改善計画に資するための評価指標・モニタリング情報として全学的に提供する。

信州大学評価情報データベースを段階的に整備するとともに、その活用方策の検討

を開始する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【 情報公開等の推進に関する具体的方策 】

- (1) 担当理事をトップに広報体制を整備し，広報戦略を策定し，実施に移す。
 - 1) 信州大学評価情報データベースからマネジメント情報や評価指標を抽出し，分かり易く工夫し，国の内外に積極的に公表する。
 - 2) 広報誌，ホームページ等を通じて本学の研究・教育活動について広報活動を機動的に行う。また，留学生センターと協力して，英語等の外国語による教育・研究情報の国際発信を積極的に推進する。
 - 3) 在学生，卒業生，地域社会及び自治体との定期的意見交換の場を設け，外部の声を広報活動等に反映させるとともに，広報体制と広報実務の改善を図る。
広報戦略スタッフを立上げる。
全学広報，学部広報の広報方策と全学と学部間の広報連携方策の検討を行う。
広報内容の戦略的差別化の検討を行う。
- (2) 事務文書の作成・保管体制を見直し，情報公開に対して即応可能な事務運営システムを構築する。
法人文書分類基準等の検証及び見直しを行う。
事務文書の作成及び保管体制の検証を行う。
情報公開に対する即応可能な事務運営システムを構築する。
- (3) 個人情報のセキュリティ・ポリシーを策定し，文書保管システムやデータベースの安全性の見直しを行う。
情報セキュリティ委員会において，平成15年度末に策定した本学の「セキュリティ・ポリシー」を全構成員に周知徹底を図るとともに，文書保管システムやデータベースの安全性の検証に着手する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【 良好なキャンパス環境形成のための具体的方策 】

- (1) 施設マネジメントを導入し，組織の流動化にも対応できる施設スペースの確保と弾力的利用及び効率的な活用を図る。
 - 1) 中期目標期間の上半期までに，点検済の各建物の再点検・評価に基づくスペースの適切な再配分を行う。
 - 2) スペースチャージに関する規定（平成14年度策定）を再検討し適切な運用を図る。
スペースの適切な再配分化を図るため，コンサルタントの支援を得て，各建物の再点検・評価の年次計画を策定する。
- (2) 施設事務を集約化して，各団地の各種データ管理と評価を行い，省コスト・省エネ

ルギー化を目指すとともに、維持管理機能の強化を図る。

- 1) 年数回のプリメンテナンス等により、効果的な施設・設備維持管理と経費の抑制を図る。

コンサルタントの支援を得て、施設マネジメントを導入するための基本実施策（調査・分析・点検評価及び施設台帳等）の年次計画を策定し、データベース管理システムを段階的に導入する。

- (3) 附属病院外来診療部門の診療機能並びに教育研究施設の老朽改善・再生整備を図る。

外来診療棟基幹整備の要求を行う。

外来診療棟基本計画の再検討を行う。

老朽改善施設の改修要求を行う上で、要求内容を見直す。

- (4) 理工系分野の教育研究の高度化を踏まえた既設建物の環境と機能を充実させる。

理工系分野の研究施設の改修要求を行う上で、要求内容を見直す。

理工系分野の既設研究建物の環境及び機能検証の年次計画を策定する。

- (5) 学生教育のための施設及び学生教育支援施設の環境を充実させる。

学生教育のための施設及び学生教育支援施設の環境検証の年次計画を策定する。

- (6) 附属学校の教育環境を充実させる。

附属学校校舎の教育環境検証の年次計画を策定する。

- (7) 全学的に蓄積されている研究資料を展示・公開し、地域社会に情報を提供する機能の充実を図る。

研究資料の蓄積状況調査の年次計画を策定する。

- (8) 教職員の職務の能率的な遂行を確保し、事務・業務の円滑な運営に資するため、宿舍の整備・充実に努める。

出資職員宿舍の実態を把握する。

職員宿舍の現状調査の年次計画を策定する。

- (9) P F I 事業として、教育研究施設や学生支援施設等の充実及び構内駐車スペースの狭隘緩和を図ることを検討する。

教育研究施設や学生支援施設及び駐車施設において P F I 導入可能事業の検討を行う。

- (10) 産業界や地方自治体との連携を強化し、本学に産学官連携施設の実現を図る。また学外施設のスペースの確保に努める。

若里団地産学官連携施設（UFO Nagano）建設等のため、地方自治体との調整・支援を行う。

学外施設のスペース確保の可能性調査を行う。

- (11) 平成17年度までにキャンパス計画の見直しを行い、調和のとれた屋外環境の整備を目指す。

キャンパス計画を検証する。

- (12) 熱エネルギー等に関連する施設・設備の見直しを行い、効率的に運用する。

省エネを推進する為の組織を確立し、旭キャンパスでエネルギー使用状況、運用形態等を検証する。

省エネ計画，省エネ機器の導入計画等の年次計画を策定し，ESCO事業等の導入に向けた具体的な検討を行う。

- (13) 周辺環境との調和やユニバーサルデザインを導入し，安全対策に配慮する。
安全等の現状把握をする。
安全対策及びアメニティ向上計画の策定をする。
ユニバーサルデザインの導入手法を検討する。
- (14) 地域社会の応急避難場所等防災支援拠点としての施設や情報の提供等の充実を図る。
拠点としての機能を検証する。
受入れ体制の環境を検討する。
- (15) ISO14001の規格認証取得等の部局の取組みを全学的に支援することにより，大学として環境問題に対応する。
導入課題の抽出や手法の検討を行う。
- (16) 各キャンパス間の情報ネットワークの整備・拡充を推進する。
既存の信州大学画像ネットワークシステム（SUNS）設備等の問題点を抽出し，情報ネットワーク年次計画の見直しを行う。
- (17) 教育研究の高度化や情報化の進展及び周辺社会との連携等に対応した情報ネットワークの充実を図る。
マルチメディア教室等の現状と問題点を把握して，改善の年次計画を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【 安全管理に関する具体的方策 】

- (1) ハザードマップを作成し，各種の施設及び設備等を学内に周知するとともに，安全管理計画に基づく実施訓練を定期的実施する。
ハザードマップを作成するために，施設・設備の安全水準の情報及び資料を収集する。
- (2) 教職員・外部の専門家による総合安全管理を目的とした組織としての見直しを図り，安全管理体制を再点検し，充実を図る。
教職員・外部の専門家により安全管理体制を総合的に見直しながら再点検する。
- (3) 実験室・作業場等の安全性について再調査し，修学，就労上改善が必要な個所については速やかに措置する。
実験室・作業場等の安全性を検証し，必要に応じ改善する。
- (4) 中期目標期間の上半期中に，実験室・作業場等における作業手順等の安全対策マニュアルを作成し，教職員・学生に対する安全教育の徹底を図る。
実験室・作業場等における作業手順等の安全対策マニュアルを作成するための調査を開始する。

予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

43億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・小規模改修	総額 864	施設整備費補助金 (70)
・病院特別医療機械設備		長期借入金 (794)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 教職員の雇用方針

教職員の公募原則の推進及び競争原理の導入

職務に応じた多様な雇用形態の導入

(2) 人材育成方針

専門研修の充実

(3) 人事交流

事務系職員その他大学との交流人事を今後とも実施する。

(参考1) 平成16年度の常勤職員数

1,814人

また、任期付職員数の見込みを 280人とする。
(参考2)平成16年度の人件費総額見込み 20,069百万円
(退職手当は除く。)

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,054
施設整備費補助金	70
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	16
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	19,448
授業料及び入学金検定料収入	6,616
附属病院収入	12,647
財産処分収入	0
雑収入	185
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,398
長期借入金収入	794
計	38,780
支出	
業務費	33,271
教育研究経費	15,897
診療経費	11,269
一般管理費	6,105
施設整備費	864
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,398
長期借入金償還金	3,247
計	38,780

[人件費の見積り]

期間中総額20,069百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	37,202
經常費用	37,202
業務費	32,255
教育研究経費	2,824
診療経費	6,542
受託研究費等	670
役員人件費	156
教員人件費	12,521
職員人件費	9,542
一般管理費	1,369
財務費用	971
雑損	0
減価償却費	2,607
臨時損失	
収入の部	37,446
經常収益	37,446
運営費交付金	16,029
授業料収益	5,509
入学金収益	889
検定料収益	218
附属病院収益	12,647
受託研究等収益	670
寄附金収益	708
財務収益	0
雑益	185
資産見返運営費交付金等戻入	103
資産見返寄附金戻入	22
資産見返物品受贈額戻入	466
施設費収益	0
臨時利益	0
純利益	244
総利益	244

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	40,236
業務活動による支出	33,623
投資活動による支出	1,909
財務活動による支出	3,247
翌年度への繰越金	1,457
資金収入	40,236
業務活動による収入	37,899
運営費交付金による収入	17,054
授業料及び入学金検定料による収入	6,616
附属病院収入	12,647
受託研究等収入	670
寄付金収入	728
その他の収入	184
投資活動による収入	86
施設費による収入	86
その他の収入	0
財務活動による収入	794
前年度よりの繰越金	1,457

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部	人間情報学科	330人
	文化コミュニケーション学科	310人
教育学部	学校教育教員養成課程	840人
	（うち教員養成に係る分野	840人）
	養護学校教員養成課程	80人
	（うち教員養成に係る分野	80人）
	生涯スポーツ課程	120人
	教育カウンセリング課程	80人
経済学部	経済学科	580人
	経済システム法学科	300人
理学部	数理・自然情報科学科	220人
	物理科学科	140人
	化学科	140人
	地質科学科	120人
	生物科学科	120人
	物質循環学科	100人
	各学科共通	20人
医学部	医学科	590人
	（うち医師養成に係る分野	590人）
	保健学科	286人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	380人
	社会開発工学科	380人
	物質工学科	240人
	情報工学科	360人
	環境機能工学科	200人
	各学科共通	40人
農学部	食料生産科学科	248人
	森林科学科	244人

繊維学部	応用生命科学科	208人
	各学科共通	20人
	応用生物科学科	120人
	繊維システム工学科	156人
	素材開発化学科	156人
	機能機械学科	172人
	精密素材工学科	156人
	機能高分子学科	184人
	感性工学科	156人
	各学科共通	20人
人文科学研究科	地域文化専攻	10人
	(うち修士課程)	10人)
	言語文化専攻	10人
	(うち修士課程)	10人)
教育学研究科	学校教育専攻	16人
	(うち修士課程)	16人)
	教科教育専攻	64人
(うち修士課程)	64人)	
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻	12人
	(うち修士課程)	12人)
	イノベーション・マネジメント専攻	20人
(うち修士課程)	20人)	
医学研究科	医科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人)
	医学系専攻	196人
	(うち博士課程)	196人)
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	56人
	(うち博士課程)	56人)
	加齢適応医科学系専攻	28人
(うち博士課程)	28人)	
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	32人
	(うち博士前期課程)	32人)

物質基礎科学専攻	52人
（うち博士前期課程	52人）
地球生物圏科学専攻	56人
（うち博士前期課程	56人）
機械システム工学専攻	54人
（うち博士前期課程	54人）
電気電子工学専攻	72人
（うち博士前期課程	72人）
社会開発工学専攻	72人
（うち博士前期課程	72人）
物質工学専攻	42人
（うち博士前期課程	42人）
情報工学専攻	80人
（うち博士前期課程	80人）
環境機能工学専攻	30人
（うち博士前期課程	30人）
応用生物科学専攻	42人
（うち博士前期課程	42人）
繊維システム工学専攻	42人
（うち博士前期課程	42人）
素材開発化学専攻	30人
（うち博士前期課程	30人）
機能機械学専攻	36人
（うち博士前期課程	36人）
精密素材工学専攻	30人
（うち博士前期課程	30人）
機能高分子学専攻	46人
（うち博士前期課程	46人）
感性工学専攻	42人
（うち博士前期課程	42人）
地球環境システム科学専攻	18人
（うち博士後期課程	18人）
生物機能工学専攻	38人
（うち博士後期課程	38人）
材料工学専攻	27人
（うち博士後期課程	27人）
システム開発工学専攻	30人
（うち博士後期課程	30人）

農学研究科	食料生産科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人)
	森林科学専攻	34人
	(うち修士課程)	34人)
	応用生命科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	機能性食料開発学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
専攻科助産学特別専攻	20人	
附属長野小学校	720人	
	学級数 18	
附属松本小学校	480人	
	学級数 12	
附属長野中学校	720人	
	学級数 18	
附属松本中学校	480人	
	学級数 12	
附属養護学校	60人	
	学級数 9	
附属幼稚園	160人	
	学級数 5	